

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市福祉事務所長

審査請求人が令和4年2月20日に提起した処分庁による補装具支給費支給決定処分（令和3年12月28日付吉福所第〇〇号）についての審査請求に関し、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和3年9月10日、審査請求人は、吉川市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、高度難聴用耳あな型補聴器に係る補装具費の支給申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 令和3年10月19日、処分庁は、審査請求人が申請した耳あな型補聴器でなく、耳かけ型補聴器に係る補装具費を支給する旨の決定（以下「令和3年10月決定処分」という。）をした。
- 3 令和3年12月20日、審査請求人は、令和3年10月決定処分には、耳かけ型補聴器に係る補装具費支給を決定した理由及び根拠法令の記載がない等として、処分庁に対

し、同決定に対する異議等を申し立てた。

- 4 令和3年12月28日、処分庁は、審査請求人からの異議等の申立てを受け、令和3年10月決定処分を取り消し、決定内容の理由を付した上で、改めて審査請求人に対する耳かけ型補聴器に係る補装具支給費支給決定処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 5 令和4年2月20日、審査請求人は、吉川市長に対し、本件処分は違法不当であるとし、本件申請に対して耳あな型補聴器に係る補装具支給費支給決定処分をするべきとして、本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書その他口頭意見陳述等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定がなされるべきである

審査請求人は、眼鏡とマスクが必須であること、主治医が作成した補装具費支給意見書に耳あな型補聴器が必要との記載があること等から、耳あな型補聴器の給付に係る対象者として補装具費支給事務取扱指針（令和3年3月31日付け障発0331第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者」（以下「耳あな型補聴器の基準」という。）に該当する。

したがって、耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定がなされるべきであったのであるから、その支給決定をせずに耳かけ型補聴器に係る補装具費の支給決定をした本件処分は違法無効である。

(2) 本件処分的前提である文書に公印の押印がないことから本件処分も無効である

本件処分の決定通知書に同封された令和3年12月28日付「令和3年9月10日付け補装具費支給申請に対する支給決定内容の一部を取り消し及び変更することについて（通知）」と題する書面（以下「令和3年12月通知文」という。）については、公印の押印等がないため無効であり、かかる通知文を前提とする本件処分も

無効である。

2 処分庁の主張

処分庁は、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求めるとして、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 耳あな型補聴器の基準の運用上の対象者は「職業上、常時ヘルメットやヘッドホン等を装着している者」又は「耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しく、耳かけ型の装用が困難な者」と審査基準で定めている。審査請求人が主張する眼鏡やマスクが必須という内容では、これらの基準に該当しない。また、補装具費支給意見書の内容を確認しても、耳あな型補聴器の基準に該当するような事情は見受けられない。
- (2) 令和3年12月通知文には押印等を欠いているが、本件処分に係る通知書と併せて通知しており、審査請求人は内容を認識できたことから無効ではない。

理 由

1 耳あな型補聴器の基準に該当しないとした処分庁の判断について

(1) 法の規定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項は、購入に係る補装具費の支給要件につき、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入等を必要とする者であると認めるとき、と規定するのみで、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度につき何ら具体的な基準を置いていない。このような法の規定に照らすと、同法は障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合又は事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを

濫用したものとして違法となる。そして、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、処分の基礎となる法令や制度の趣旨に照らして不合理である場合には、不当となる。

(2) 本件処分について

吉川市行政不服審査会答申書（令和5年度答申第1号）第6の1(2)記載のとおり、処分庁は、本件処分をするに当たり、本件申請の際に調査した審査請求人の障害の状況、家族や生活状況等について記載した判定依頼調書とともに、審査請求人が眼鏡とマスクが必須である旨が記載された主治医作成の補装具費支給意見書を送付した上で、法第76条第3項の規定に基づき身体障害者更生相談所である埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「県センター」という。）に判定依頼をしている。また、県センターは、処分庁を通じ主治医に耳かけ型補聴器の装用が困難な理由等を確認していることから、審査請求人の状況等を踏まえ判定を行い、処分庁はその判定結果を踏まえ本件処分をしていることが認められる。

これらを踏まえると、本件処分について、審査請求人にかかる事実や判断の過程に重大な事実誤認があるとは認められず、考慮不尽等によりその内容が社会通念上著しく妥当性を欠いているとも認められない。したがって、本件処分について、裁量権の逸脱濫用と評価すべき事情があるとはいえない。また、法や制度の目的に照らして不合理であるともいえない。

この点、審査請求人は、眼鏡とマスクを装用すると耳かけ型補聴器が落下する、耳かけ型補聴器と眼鏡を同時に装用すると眼鏡の焦点が合わず歩行困難になると主張する。しかし、眼鏡とマスクの装用によって耳かけ型補聴器やポケット型補聴器が必然的に落下する等、著しく使用困難な状況に陥るとまではいえず、歩行困難になるとの主張についても、審査請求人提出の診断書を見ても判然としない。そのため、審査請求人が主張する眼鏡とマスクの装用と審査基準で定める「職業上、常時ヘルメットやヘッドホン等を装着」とを同視することはできない。また、審査請求人に、耳介の欠損や変形、皮膚炎症等が著しい、あるいは、これらと同視できる事情も見受けられない。

さらに、審査請求人は、処分庁は耳あな型補聴器の基準を限定的に解釈している上、耳あな型補聴器が必要であるという主治医の意見があるのであるから、耳あな型補聴器の基準に該当する旨主張するが、処分庁がその意見に拘束されるものでないこ

とは明らかである。

したがって、審査請求人が主張する事実内容を前提としても、処分庁が審査請求人の主張を採用しなかったことにも一定の合理性が認められ、耳あな型補聴器の基準を処分庁が恣意に限定的に解釈している事実も認められないのであるから、耳あな型補聴器に係る補装具費の支給決定をしなかった処分庁の判断が違法不当であったとまでは言い難く、審査請求人の主張は採用できない。

2 公印の押印等を欠く通知書が前提となった本件処分の有効性について

最高裁判所昭和25年12月28日第二小法廷判決によれば、署名押印は、行政処分の有効要件ではなく、これを欠いても違法ではないとされている。よって、令和3年12月通知文による処分は有効であり、この通知文を前提とした本件処分も有効である。

3 その他の主張等について

審査請求人は、上記以外に指定医制度や他の自治体での支給事例、審理員による審理手続の無効等について主張するが、いずれも本件処分の内容に影響を及ぼすものではない。

なお、本件処分については、吉川市行政不服審査会においても、妥当であると判断されている。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年11月29日

審査庁 吉川市長 中原恵人

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。